

平成 20 年 6 月 20 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 佐藤 光陽
(コード番号: 8959)

資産運用会社名
野村不動産投信株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 辰夫
問合せ先 取締役オフィス運用本部長 緒方 敦
TEL. 03-3365-0507

短期投資法人債の発行に関するお知らせ

本投資法人は、平成 20 年 4 月 15 日に開催した役員会における短期投資法人債の発行に係る包括決議に基づき、本日、下記のとおり社債等の振替に関する法律による短期投資法人債の発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 短期投資法人債の概要

(1) 第 2 回短期投資法人債

- ① 短期投資法人債の名称 : 第 2 回短期投資法人債
- ② 発行総額 : 金 150 億円
(発行枠の残額: 150 億円) ※
- ③ 各投資法人債の金額 : 10 億円
- ④ 払込金額 : 本短期投資法人債の払込金額総額は、14,964,318,512 円とする
(応募者平均利回り: 0.946%)。
- ⑤ 償還価額 : 本短期投資法人債の金額 100 円につき金 100 円
- ⑥ 利率 : 利率は付さない。
- ⑦ 払込期日 : 平成 20 年 6 月 24 日
- ⑧ 償還期限及び償還の方法 : 平成 20 年 9 月 24 日を償還期限として、その総額を償還する。
- ⑨ 財務上の特約 : 該当事項なし。
- ⑩ 取得格付 : a-1 + (株式会社格付投資情報センター)
A-1 (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス)
Prime-1 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ⑪ 発行事務、償還事務及び
資金決済事務委託会社 : 株式会社三菱東京UFJ銀行
- ⑫ 私募の取扱会社 : 株式会社三菱東京UFJ銀行
- ⑬ 取扱ディーラー : セントラル短資株式会社、
株式会社三菱東京UFJ銀行
- ⑭ 担保・保証 : 担保・保証は付さず、また特に留保する資産はない。

※「発行枠の残額」は、第 2 回短期投資法人債が発行された後の発行枠の残額を表示しています。

2. 発行の理由

新宿三信ビル、セントラル京橋ビル、セントラル新富町ビル、東信目黒ビル、サンワールド四谷ビル及び岩本町東洋ビル（以下「新宿三信ビル他 5 物件」と総称します。）^(注)の取得資金の一部に充当するため。

（注） 新宿三信ビル他 5 物件の取得の概要については、本日付「資産の取得に関するお知らせ」（新宿三信ビル他 5 物件）をご参照ください。

3. 資金使途

- ① 具体的な資金使途 : 新宿三信ビル他 5 物件の取得資金並びにこれに関連する諸費用等の一部として。
- ② 支出予定時期 : 平成 20 年 6 月 25 日

4. 本件短期投資法人債発行後の有利子負債の状況

（単位：百万円）

	本件短期投資法人債 発行前（注）	本件短期投資法人債 発行後	増減額
短期借入金	36,000	36,000	—
短期投資法人債	—	15,000	+15,000
短期有利子負債合計	36,000	51,000	+15,000
長期借入金	75,500	75,500	—
投資法人債	44,500	44,500	—
長期有利子負債合計	120,000	120,000	—
有利子負債合計	156,000	171,000	+15,000

（注）「本件短期投資法人債発行前」については、本日付プレスリリース「資金の借入れに関するお知らせ」にて公表した資金借入れの全てが実行された後の数値を記載しています。

以 上

【ご参考】

平成 20 年 4 月 15 日付の短期投資法人債発行に係る役員会決議の概要

- ① 発行総額 : 300 億円（未償還の発行残高の限度額。但し、発行総額の範囲内で 2 以上の異なる条件及び発行日での募集により発行することが可能）
- ② 資金使途 : 投資信託及び投資法人に関する法律第 139 条の 13、同法施行規則第 192 条所定の、同法施行令第 98 条の 2 各号に掲げる特定資産の取得、短期投資法人債の償還資金等。
- ③ 各投資法人債の金額 : 1 億円以上とし、分割又は併合はしません。
- ④ 担保・保証 : 担保・保証は付さず、また特に留保する資産はありません。

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会